

観光客等受入促進事業業務に関する  
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「観光客等受入促進事業業務」を実施するに当たり、業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、応募者の募集、提出書類の審査等の手続きに関して、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 発注者

公益財団法人秋田観光コンベンション協会（以下「当協会」という。）

(2) 業務名

観光客等受入促進事業業務

(3) 業務内容

別添「観光客等受入促進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）  
のとおり

(4) 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 本業務に係る委託料

本業務に係る委託料の上限額は、14,929,000円（消費税および地方消費税を含む。）とする。

3 参加資格に関する事項

応募者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 当協会の賛助会員であること。

(2) 秋田市内に本社、支社又は営業所を有するものであること。

(3) 市税に滞納がないこと。

(4) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するものでないこと。

(5) 秋田市から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置を、公募開始の日から特定結果の通知の日までの期間内に受けていないこと。

(6) 共同事業体（以下「JV」という。）での参加の場合においても、代表者および構成員は、(1)から(5)の条件を全て満たす者であること。

なお、JVの構成員となる事業者は、単独での本企画提案への参加又は他のJVの構成員としての参加はできない。

(7) 過去に本業務の内容と同種の業務又は類似の業務の受託実績を有する者であること。

なお、JVでの本企画提案への参加においては、代表者又は構成員の

いずれかが過去に本業務の内容と同種の業務又は類似の業務の受託実績を有する者であること。

#### 4 参加表明

##### (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 業務実績書（様式2）

ウ 業務の実施体制（様式3）

エ 共同提案申請書（様式4）

（JV参加の場合のみ、幹事者が代理して提出）

オ 直近の納税証明書又は未納のない旨の証明書（原本）

##### (2) 提出期限

令和7年2月12日（水）正午

##### (3) 提出場所

〒010-0921 秋田市大町一丁目2番37号

公益財団法人秋田観光コンベンション協会

##### (4) 提出部数

1部

##### (5) 提出方法

持参によること。

##### (6) 受付時間

平日の午前9時から午後6時までとし、2月12日（水）のみ正午までとする。

##### (7) 質問の受付および回答について

質問は、実施要領、仕様書および企画提案書等の作成に係る質問に限るものとする。質問については、令和7年2月7日（金）正午までとし、電子メール（様式任意）により受け付ける。質問に対する回答は、電子メールにより行うほか、質問および回答内容を当協会のホームページへ掲載する（令和7年2月7日（金）17時を予定）。なお、回答内容は、本実施要領および仕様書の追加又は修正とみなす。

#### 5 参加可否の通知

応募者への参加可否の通知は、2月12日（水）17時までに電子メールにより通知する。

#### 6 企画提案書等の提出

企画提案に参加する事業者は、企画提案書等を次により提出することとする。なお、提案は1者1案に限るものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（原則、A4判、横書きで、枚数は20ページ以内（表紙、裏表紙は除く。）

別紙仕様書および評価シートの評価事項に沿って企画提案書を作成すること。ただし、成果達成のために取り組む指示業務以外の付加価値を伴う業務について、新たな提案を行うことは妨げない。なお、その場合の提案は必ず参考見積書に提示された金額の範囲内で行うものとし、それ以外の提案は受け付けない。

<記載項目>

- ・企画提案内容
- ・業務実施体制

イ 見積書

見積書の別紙として、「積算内訳書」を添付すること。いずれも様式は問わない。

(2) 提出部数

正本1部 副本6部

審査の公正を期するため、企画提案書の副本には参加者名を記入しないこととし、企画提案書内の「業務実施体制」にも社名等は記載せず、「弊社」「当社」「当グループ」等の記載とすること。

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出期限

令和7年2月21日（金）正午まで

(5) 提出方法

4(5)に同じ

(6) 受付時間

平日の午前9時から午後6時までとし、2月21日（金）のみ正午までとする。

7 企画提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

8 企画提案のプレゼンテーションおよびヒアリング

プレゼンテーションおよびヒアリングは、次により行う。なお、プレゼンテーションは1者10分以内とし、その後、審査委員からの質問等を行う（審査委員は非公表とする）。プレゼンテーションでは、企画提案書の内容

を説明するとともに、特に強調したい点や提案の背景などを述べるものとする。説明時には社名を述べないこと。

なお、応募者が1者であっても審査を実施するものとし、応募者がいない場合は、再度公募する。

(1) 開催日時

令和7年3月3日（月）午後3時00分から

(2) 開催場所

秋田市役所 センターズ 洋室3

(3) その他

集合時間、集合場所等については、後日連絡する。

## 9 委託候補者の選定

(1) プレゼンテーションおよびヒアリング後、審査委員による評価を経て、本業務の委託候補者を選定する。

(2) 審査における評価項目および点数は、次のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点	評価点数
①業務実施体制	・実施体制の確実性 ・類似業務の実績	10点
②企画提案内容	・イベント等の実施内容の充実性 ※リピーター獲得や飲食店利用促進に繋がる内容であるか ・事業効果の検証 ・企画内容の独自性 ・周辺施設や関係団体との連携	80点
③業務参考見積	・見積金額の妥当性	10点
合 計		100点

(3) 選定方法

(2)の合計（審査委員全員の合計）が最も高い者を委託候補者として選定する。また、2番目に高い者を次点候補者に選定することとし、委託候補者が辞退等した場合は次点候補者を委託候補者として繰り上げるものとする。

ただし、各評価項目（①～③）において、基準点（6割）を下回る項目があった場合は、審査委員の協議により受託候補者を選定することとし、応募者が1者の場合も同様とする。合計が同点の場合は各項目毎に比較し、②企画提案内容の点数が高い者を上位とする。②が同点の場合は、審査委員の協議により上位を選定する。

(4) 選定結果の通知および公表

委託候補者として選定された者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知する。

10 契約の締結

(1) 9により選定した者の企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、提案内容に沿って契約についての協議および調整を行った上で、当協会と委託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、次の事項に該当するときは、その者の提案を無効とし、次点候補者と交渉を行う。

ア 企画提案内容に虚偽がある場合

イ 他の参加者に対して不当な行為をしたと認められる場合

ウ その他、本要領の事項に違反したと認められるとき

(2) 当年度の業務委託内容において、円滑かつ適切に実施したと認められる場合には、次年度における開催について引き続き委託することとし、初年度から最大3年間委託できることとする。

13 その他

(1) 企画提案書等の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された書類等は返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

(4) 提出された書類等は、審査および説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。

(5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。

(6) 前号により公表する場合、提案書の写しを作成し、使用することができるものとする。

(7) 企画提案書等の提出後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。

問い合わせ先

〒010-0921

秋田市大町一丁目2番37号

公益財団法人秋田観光コンベンション協会

担当者 佐々木、今野

T E L 018-824-1211 F A X 018-824-0400

e-mail acvb@acvb.or.jp